

議案第 6 3 号

嘉島町営運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

嘉島町営運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 29 日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

物価高騰の影響を鑑み、受益者負担の適正化を踏まえた施設使用料の改定のため本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町営運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

嘉島町営運動場設置及び管理に関する条例(昭和49年嘉島町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条中「の管理」を削る。

第5条中「使用について」を「使用については」に改める。

第9条中「教育委員会規則で定める」を「、教育委員会規則で定める」に改める。

別表中「300円」を「400円」に、「1,000円」を「1,100円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

嘉島町営運動場設置及び管理に関する条例(昭和49年嘉島町条例第17号)新旧対照表

現行	改正後（案）		
<p>(管理)</p> <p>第3条 運動場及び附属施設設備<u>の管理</u>については、嘉島町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</p>	<p>(管理)</p> <p>第3条 運動場及び附属施設設備_____については、嘉島町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</p>		
<p>(使用の制限)</p> <p>第5条 運動場及び附属施設設備の<u>使用について</u>、別に教育委員会規則で定める。</p>	<p>(使用の制限)</p> <p>第5条 運動場及び附属施設設備の<u>使用については</u>、別に教育委員会規則で定める。</p>		
<p>(雑則)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、運動場の管理について必要な事項は<u>教育委員会規則で定める</u>。</p>	<p>(雑則)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、運動場の管理について必要な事項は、<u>教育委員会規則で定める</u>。</p>		
別表(第6条関係)	別表(第6条関係)		
区分	料金(1時間当たり)	備考	
	施設使用料	照明使用料	
野球	300円	1,000円	1 町民以外の使用については、倍額とする。
ソフトボール	300円	1,000円	2 1時間に満たないときは、1時間とする。
サッカー	300円	1,000円	3 左記の金額は、消費税を含むものとする。
その他の種目	300円	1,000円	
区分	料金(1時間当たり)	備考	
	施設使用料	照明使用料	
野球	400円	1,100円	1 町民以外の使用については、倍額とする。
ソフトボール	400円	1,100円	2 1時間に満たないときは、1時間とする。
サッカー	400円	1,100円	3 左記の金額は、消費税を含むものとする。
その他の種目	400円	1,100円	